

### 3. 生活科学部食物健康科学科の進級要件に関する規程

この規程は、本学学則第4条第4項に基づき、生活科学部食物健康科学科の進級要件を定めるものである。

#### 1. 進級要件の設定年次

2年次から3年次への進級について要件を設ける。

#### 2. 進級要件の内容

3年次に進級するためには、2年以上在学し、学科科目（必修科目）について未修得の単位が10単位未満でなければならない。未修得単位が10単位以上の者は留年者とし、2年次とする。

<履修単位数>

| 年次  | 全学教養科目 | 学科科目  | 総単位 |
|-----|--------|-------|-----|
| 1年次 | 14     | 23    |     |
| 2年次 | 9      | 33    |     |
| 3年次 |        | 33    |     |
| 4年次 |        | 11    |     |
| 計   | 23     | 100+5 | 128 |

#### 3. その他

この規程に定めるもののほか、必要な事項は生活科学部教授会が定める。

#### 4. 規程の改定

この規程の改定は、生活科学部教授会の議を経て行なう。

#### 附 則

1. この規程は、2014年4月1日から施行する。
2. この規程は、2015年4月1日から施行する。
3. この規程は、2016年4月1日から施行する。  
ただし、2014年度入学生から適用される。
4. この規程は、2017年4月1日から施行する。
5. この規程は、2020年4月1日から施行する。
6. この規程は、2021年4月1日から施行する。
7. この規程は、2024（令和6）年4月1日から施行する。